

社会保険労務士関与先企業の事業主の皆様へ

全国社会保険労務士会連合会がおすすめる 使用者賠償責任保険制度のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

保険期間 **2019年3月31日午後4時～2020年3月31日午後4時**

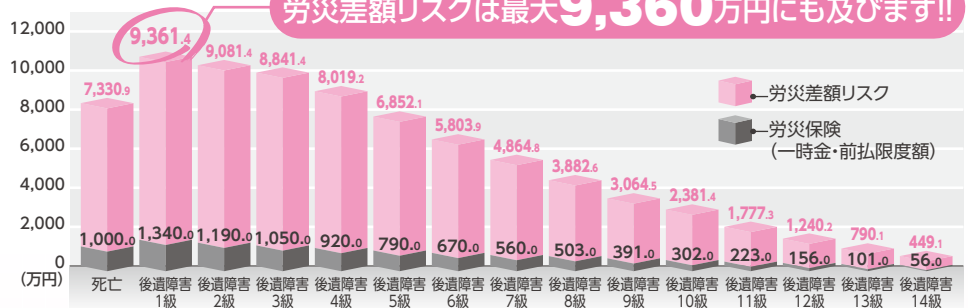
お申込期日 **2019年3月15日(金)** 中途加入も可能(毎月10日までの申込で当月月末から補償開始) (翌年2月始期分まで)

重篤な労災事故

● 損害賠償責任額と労災保険給付額(*1)

項目	損害賠償責任額 (目安)	労災保険からの 給付
逸失利益	6,600 万円程度	1,000 万円程度
葬儀代金	150 万円程度	60 万円程度
慰謝料	2,800 万円程度	なし

● 労災差額リスク(*1)



(*1) 被災労働者の年齢35歳(被扶養者2名)年収500万円(給与360万円・賞与140万円)が死亡した場合または後遺障害1級に認定された場合

政府労災は、重篤な労災事故で給付されるのは年金給付であり、

- 1 就業していれば得られたはずの利益(逸失利益)は充分補償されず、
- 2 精神的苦痛に対する慰謝料等は補償されません。

例えば、
後遺障害1級
の場合…

逸失利益
約**6,600**万円

+ 慰謝料
約**2,800**万円

+ α - 相殺可能額
(*2)

約**1億**円以上
の補償額が必要です!

(*2) 政府労災等から支払われる金額と過失相殺して控除される金額等

そこで、万が一の労務トラブルに備えて
使用者賠償責任保険制度へのご加入をおすすめいたします!

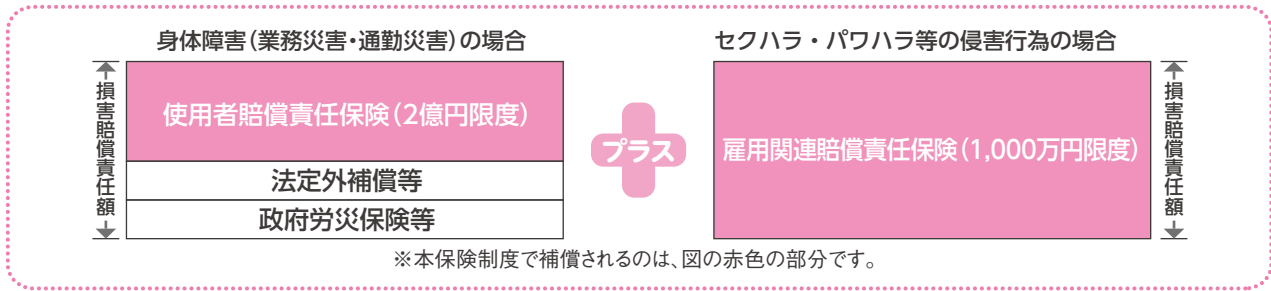
- 特長 1 従業員の業務災害・通勤災害に伴う法律上の賠償責任を**最大2億円**まで補償!
- 特長 2 パワハラ・セクハラ等の侵害行為に伴う法律上の賠償責任を**最大1,000万円**まで補償!

全国社会保険労務士会連合会
東京海上日動火災保険株式会社(引受保険会社)

このご案内は労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)、雇用関連賠償責任担保特約条項付施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任保険)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は使用者賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は契約者にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。全国社会保険労務士会連合会の「使用者賠償責任保険制度」は、(事務幹事代理店) 有限会社エス・アール・サービスと(提携募集代理店) 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社との提携方式による保険募集となります。

社会保険労務士の関与先企業のみが加入できる制度です!

以下の部分を補償します



こんなときに保険金をお支払いします

使用者賠償責任保険

困難かつ長時間の業務によるストレスが原因で精神疾患となり労災認定を受けた従業員から、業務実態を看過したとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。

雇用関連賠償責任保険

繰り返し人前で厳しい指導を受けた従業員から、業務上の叱責の域を超えたパワーハラ行為であるとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。

ご加入方法

提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」のWEBサイトにアクセスいただき、詳細で確認の上、同WEBサイト上の見積り請求フォームをご送信ください。

WEBサイトアドレス <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

〈お問い合わせ先〉

提携募集代理店 (申込手続きご照会・お問い合わせ先)	東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (https://www.web-tac.co.jp) 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F 0120-015-466 (受付:平日9:00~17:00) IP電話からは 03-3243-7025 をご利用ください。 FAX 03-3243-7038
事務幹事代理店	有限会社 エス・アール・サービス (http://www.sr-service.jp) 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F TEL 03-6225-4873 (受付:平日9:30~17:30)
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) 広域法人部法人第二課 TEL 03-3515-4153 (受付:平日9:00~17:00)

ご注意ください

※社会保険労務士は本保険の紹介者です(保険業法により、本保険のご説明はできません。)。ご説明をご希望される場合は、必ず代理店または引受保険会社まで直接お問い合わせください。

※建設業・林業等の有期事業、金融業・保険業を営まれる企業・事業主はご加入いただけません。

さらに 会社と従業員を守るため、保険での備えに加えてメンタルヘルス対策等を実施しましょう!

社会保険労務士にご相談ください

例えば 「メンタルヘルス不全に対応した就業規則への見直し」 など

中小企業も、メンタル不全に関する社内ルールを明確にする必要があります。メンタル不全者が回復するまで休職を認め、復帰後も無理なく働けるよう支援するためにも、予め就業規則を整備しておくことが重要です。専門家である社会保険労務士がお手伝いいたします。

「社会保険労務士」は社会保険労務士法に基づく国家資格者であり、労働、社会保険に関する法律、人事労務管理の専門家です。企業の実業を専門家の目で分析し、きめ細かいコンサルティングを行うことで、企業の発展を促し、活気ある職場づくりを支援します。

保険以外のメンタルヘルス対策全般について、

私たちが社労士がお手伝いします

人事労務コンサルティング全般